

令和 8 年度 天草市指定地域密着型サービス事業者等に対する指導計画

1 目的

天草市が指定する介護サービス事業者等（以下「事業者等」という。）が介護保険の基準を正しく理解し、適正な事業運営、サービス提供が行えるよう育成・支援することを念頭に、事業所の人員及び運営等について確認することで、サービス利用者の尊厳の保持及び自立支援、介護保険サービスの質の確保、保険給付の適正化並びに利用者の保護を図ることを目的とする。

2 指導方針

事業者等に対し、運営基準及び算定基準に基づくサービスの取扱い並びに介護報酬の請求に関する事項について周知を徹底し、事業者の育成・支援を行うことを基本とする。

あわせて、天草市条例及び要綱並びに国が発出する解釈通知等の内容を踏まえ、適正な事業運営及び報酬請求が行われるよう指導を行うものとする。

なお、指導の実施にあたっては、「天草市指定地域密着型サービス事業者等指導及び監査要綱」に基づき、適切かつ公平に行うものとする。

3 指導方法

「運営指導（実地による指導）」及び「集団指導」の方法により実施する。

4 指導項目

- （1）人員に関する基準
- （2）設備に関する基準
- （3）運営に関する基準
- （4）介護報酬の算定及び取扱い

5 運営指導

- （1）指導の項目
 - ・介護サービスの実施状況指導
個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導
 - ・最低基準等運営体制指導
基準等に規定する運営体制に関する指導
 - ・報酬請求指導
加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導
- （2）令和 8 年度の対象事業所
別紙のとおり（19 事業所）
※対象事業所以外にも、苦情や通報等により状況確認が必要と判断した場合、過去の運営指導による指導項目の改善状況が不十分な場合は対象とする。

6 集団指導

(1) 指導の項目

- ・指導等を通じて事業所から疑義の多い事項
- ・一斉に指導することで効率的に普及啓発を図ることができる事項
- ・その他、介護サービスを円滑に提供する上で欠かせない内容で市としての見解を示したい事項

(2) 令和8年度の対象事業所

天草市が指定又は許可の権限を持つすべての介護保険サービス事業所

7 その他

運営指導にて、事業所運営において不正又は著しい不当が疑われる場合は、その疑われる事項について重点的に監査を実施し、是正を促した上で必要な処置を行う。

令和8年度 運営指導予定表

	サービス種別	事業所名称	事業所所在地	備考
1	居宅介護支援 (6)	居宅介護支援事業所なぎ	本渡	
2		天草市社協介護サポートセンター本渡	本渡	
3		居宅介護支援事業所しおかぜ	本渡	
4		居宅介護支援事業所麗洋苑	有明	
5		居宅介護支援事業所桜ん里	河浦	
6		居宅介護支援事業所ふのよか	本渡	R7. 8. 1新規指定
7	介護予防支援 (2)	天草北地域包括支援センターきずな	五和	
8		天草西地域包括支援センターさざんか	河浦	R7実施予定で延期
9	地域密着型通所介護 (5)	通所介護菜の花東館 1 階	本渡	
10		通所介護菜の花東館 2 階	本渡	
11		苓州おとなの学園	本渡	
12		デイサービスセンター新谷	五和	
13		デイサービスセンター陽だまり	河浦	
14	認知症対応型通所介護 (1)	デイサービス桜ん里	河浦	
15	小規模多機能型居宅介護 (1)	小規模多機能ホーム葉山苑天領の杜	本渡	
16	認知症対応型共同生活介護 (2)	グループホームしんわ	新和	
17		グループホーム桜ん里	河浦	
18	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (2)	地域密着型特別養護老人ホーム慈晃園	本渡	
19		地域密着型特別養護老人ホーム梅寿荘	栖本	